令和８年（フ）第７１５号
川崎市川崎区日ノ出２丁目15番４－103号
パレス日ノ出Ⅱ
債務者　村田　淑子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７２２号
川崎市中原区下小田中６丁目31番43号　中原ハイム　424
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７２４号
川崎市多摩区三田３丁目９番地７　ファイン三田Ⅱ　101
債務者　宮林智惠美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７４１号
川崎市川崎区渡田東町２番16－２号
債務者　松村　達也
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
大阪府岸和田市尾生町６丁目７番24号
債務者　村上　莉奈
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７４号
大阪府岸和田市池尻町796－４、住民票上の住所兵庫県西宮市上大市２丁目19番３号
債務者　宇家　佑紀
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４９５号
大阪府泉佐野市中町２丁目４番51－506号、前住所大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番56－201号
債務者　川上　公佳
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５０６号
大阪府阪南市山中渓543番地の10
債務者　西内　康雄
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５０７号
大阪府阪南市箱作2874番地の263
債務者　花田　光司
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１１号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1849－11（713号室）　与田病院、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町応其245番地の２
債務者　山本昭利（法定代理人成年後見人富士田正和）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５１４号
大阪府貝塚市小瀬389－６　プロスペリティーＫ２　101、住民票上の住所大阪府泉佐野市上瓦屋592番地の４
債務者　古石　竜頼
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５２５号
大阪府貝塚市半田１丁目２番２－201号
債務者　宮崎　裕士
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５２６号
大阪府岸和田市土生町９丁目17番14号、前住所大阪府泉佐野市鶴原1832番地の５
債務者　東　　隆宏
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５２７号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２－1227号
債務者　北尾　　雅治
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３４号
大阪府泉佐野市市場西２丁目８番６号
債務者　三好千恵美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３５号
大阪府泉佐野市鶴原４丁目１番31号　メゾンラビアンローゼ（215）
債務者　石崎　　知
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３７号
大阪府泉大津市我孫子622番地　佐野ハイツ201号
債務者　加藤嘉三郎
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第５３８号
大阪府岸和田市摩湯町330番地の３　サンヴェール城東205号
債務者　家治　政章
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係